

令和3年度

京丹後市介護福祉士養成奨学金

奨学生募集要領

京都府京丹後市

令和3年度京丹後市介護福祉士養成奨学金募集要領

制度の目的

この制度は、介護福祉士の養成及び京丹後市内の介護等の業務を行う事業所への就業促進を図るため、将来市内において介護福祉士として介護等の業務に従事しようとする意志を有するかたに、奨学金を無利子で貸与するものです。文部科学大臣及び厚生労働大臣又は都道府県知事の指定した学校等を卒業後、市内の社会福祉施設において介護福祉士として業務に従事された場合は、奨学金の返還を免除します。

応募資格、応募方法等

1 応募資格

文部科学大臣及び厚生労働大臣又は都道府県知事の指定した学校等に入学予定又は在学中のかたで、将来、市内において介護福祉士として介護等の業務に従事しようとする意志を有するかた

2 募集人数 3人程度

3 貸与の額 月額5万円以内（千円単位）

4 貸与の期間

学校等に在学する期間（最大2年間）

- (1) 貸与の決定は毎年度行います。
- (2) 次年度以降も申請書の提出が必要です。

5 貸与の時期

6月、9月、12月及び3月に当該月分までを指定の口座に振り込みます。

6 貸与の決定 書類審査を行い、決定します。

7 応募方法及び募集期間

(1) 申請書及び提出書類

- ① 介護福祉士養成奨学金申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 在学証明書
- ④ 連帯保証人の印鑑証明

(2) 連帯保証人

申請者の年齢により1人以上の連帯保証人が必要です。

- ① 申請者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人とし、連帯保証人のうち1人は、経済的に独立した別世帯のものとする。
- ② 申請者が20歳以上の場合は、連帯保証人は1人とする。

(3) 応募期間

随時（募集人数に達するまで受け付けます。）

(4) 応募方法

京丹後市健康長寿福祉部長寿福祉課に申請書及び提出書類を提出してください。

奨学金の返還

次の返還事由が生じたときは、市長が指定する日までに返還しなければなりません。

1 返還事由の主なもの

- ア 奨学金の貸与の決定を取り消されたとき
- イ 学校等を卒業した日以降の最初の4月1日から1年を経過する日までに介護福祉士国家試験に合格しなかったとき
- ウ 介護福祉士の免許を取得後、ただちに市内の介護等の業務を行う事業所に勤務しなかったとき
- エ 市内の介護を行う事業所において介護福祉士として3年間従事しなかったとき

2 返還方法

- ア 一括払い
- イ 月賦（貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間）
- ウ 半年賦の均等払（貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間）

3 返還利息 無利息

4 延滞利息

正当な理由がなく奨学金の返還期日までに奨学金の返還を行わなかったときは、当該返還期日の翌日から奨学金が返還された日までの日数に応じ、当該未返還奨学金の額に年14.6パーセント（1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合で計算した額の遅延利息を支払わなければなりません。

返還の猶予

次の返還猶予事由が生じたときは、修学資金の返還を猶予します。

- ア 市内において介護福祉士として介護等の業務に従事しており、返還を免除する過程にあるとき
- イ 災害、疾病等、その他やむを得ない事由であると市長が認めたとき

奨学金の返還免除

1. 学校等を卒業した日の属する年度の翌年度の末日までの間に介護福祉士の資格を取得し、直ちに市内事業所に正規の職員として雇用され、引き続き3年間（災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除く。）介護福祉士として介護等の業務に従事したとき
2. 学校等を卒業した日の属する年度の翌年度の末日までの間に介護福祉士の資格を取得し、直ちに市内事業所に正規の職員として介護福祉士として介護等の業務に従事していた者が3年未満の期間で離職した場合であって、離職後90日以内にほかの市内事業所に正規の職員として採用され、離職前の市内事業所で従事していた期間と合算して3年間（離職していた期間を除く。）介護福祉士として介護等の業務に従事したとき
3. 学校等を卒業した日の属する年度の翌年度の4月1日から市内事業所において介護等の業務に従事する者が、5年経過日までに介護福祉士試験に合格し、かつ、当該事業所において5年間継続して介護等の業務に従事したとき（返還を免除される場合を除く）

※平成29年4月1日から令和9年3月31日までの間に社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第

1号から第3号までのいずれかに該当するに至った者に限る

4. 学校等を卒業した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年経過日までの間継続して市内事業所において介護等の業務に従事したとき

※平成29年4月1日から令和9年3月31日までの間に社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第

1号から第3号までのいずれかに該当するに至った者に限る

注意事項

1. 申請者は、この要領のほか「京丹後市介護福祉士養成奨学金の貸与に関する条例」及び「京丹後市介護福祉士養成奨学金の貸与に関する条例施行規則」をよく読み、本制度の内容を十分理解した上で応募してください。
2. 申請書等は遺漏のないよう正確に記載してください。

- 3 申請書及び提出書類は、受付後一切お返しできませんのでご了承ください。
※応募に際し提出された個人情報、この選考以外には使用いたしません。

問い合わせ先・書類提出先

京丹後市健康長寿福祉部長寿福祉課

〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷 691 番地

電話 0772-69-0330 FAX 0772-62-1156

メールアドレス：chojufukushi@city.kyotango.lg.jp